### 刑法 I 一刑法の基本原理・犯罪体系論

#### 序 刑法の基礎理論

・刑法の機能

保護機能:法益保護機能、社会秩序維持機能 (ex.) § 199 -人の生命を保護→社会秩序の維持

保障機能:自由保障機能

何が処罰されるかをあらかじめ規定することで国家刑罰権を制約

規律(規制)機能:犯罪と刑罰の関係を明規することによって、法的当為の尺度を示し、 人の行動を一定の方向に規制する

・刑罰の投入に関する原則

刑罰=「副作用の強い医薬品」

 $\downarrow$ 

補充性:刑罰はそれ以外の種々の統制手段でまかなえる場合には投入されるべきでない

謙抑性:刑罰の投入は必要最小限にとどめるべき

cf. 刑法の断片性:刑法は、反社会的行為、違法行為の全てを規制対象としていない

# I 刑法の基本原理

・罪刑法定主義:ある行為が処罰されるためには、その行為の実行以前にこれを法律で犯罪と定め、かつ科せられるべき刑罰の種類と程度が法律で定められていなければならないとする原則

「法律なければ犯罪なく、刑罰なし」

- ・行為主義:刑法は人間の外部的行為のみを犯罪として扱うべきとする原則 行為に現れない思想の処罰禁止 行為者の性格の危険性ではなく個々の行為に対する責任としての処罰
- ・責任主義:「責任なければ刑罰なし」 故意・過失がなければ犯罪不成立(狭義) 違法性の意識(ないしその可能性)、責任能力、期待可能性も含む(広義) →結果責任の排除団体責任の排除

#### Ⅱ 罪刑法定主義

- ・罪刑法定主義の2本柱 民主主義的要請/自由主義的要請
- 派生原理

罪刑法律主義

慣習刑法の排除

例外一政令(憲 73 六)、条例(憲 94、地方自治 14 III)

遡及処罰の禁止(事後法の禁止)(憲 39) cf. 刑 6

絶対的不定期刑の禁止 cf. 少年 52

刑罰法規の類推解釈禁止

《鳥獣捕獲事件-最判平8・2・8 刑集50巻2号221頁》-百選1事件 「捕獲」の意義

実体的適正(実体的デュープロセス) 犯罪規定の合理性

刑罰法規の明確性

《福岡県青少年保護育成条例事件-最大判昭  $60 \cdot 10 \cdot 23$  刑集 39 巻 6 号 413 頁》 -百選 2 事件

「淫行」-合憲限定解釈

罪刑の均衡

#### Ⅲ 犯罪体系論

· 伝統的体系

行為

構成要件客観的形式的違法性客観的実質的有責性主観的実質的

※行為者の内心に立ち入るのをなるべく後にしようとする(人権侵害の危険を縮減)

• 通説的体系

構成要件 構成要件的故意 構成要件的過失

違法性 故意不法 過失不法

有責性 責任能力

責任故意 責任過失

期待可能性

※構成要件段階で故意、過失を区別し、構成要件の犯罪個別化機能を重視行為

## IV 行為論

・行為論の意義

行為-刑法的評価が加えられる対象→犯罪論体系の基底 裸の行為論不要説-構成要件に該当する実行行為のみを問題とすれば足りる

・ 行為論の機能

限界機能:行為でないものは犯罪ではない

→思想、人格そのものは犯罪となりえない

統一機能(結合機能):犯罪は行為である

- →構成要件該当性、違法性、有責性の共通基盤を形成 現在処罰されている犯罪の全てを包含(作為・不作為、故意・過失)
- 行為論諸説

有意的行為論(自然的行為論)

行為: 意思に基づく身体の動静

反射的動作、睡眠中の動作、無意識状態ないし抗拒不能な強制下の身体的運動ー×

目的的行為論

行為:目的実現に向けた因果経過の支配操縦

※過失、不作為の説明

社会的行為論

行為:社会的に意味のある人の態度

人格的行為論

行為:行為者人格の主体的現実化と認められる身体の動静

身体動静説

行為:身体の動静

## V 構成要件論

・構成要件の機能犯罪個別化機能犯罪と非犯罪、ある犯罪と他の犯罪を区別

## 故意規制機能

故意の認識対象=構成要件該当事実

違法性推定機能 構成要件該当→違法性推定 (ex.) 正当防衛 殺人の構成要件該当=違法性推定 正当防衛=違法性阻却

#### • 構成要件要素

主体 身分犯 (構成的身分犯、加減的身分犯)、非身分犯 客体 行為客体 行為 作為犯、不作為犯 (真正不作為犯、不真正不作為犯) 結果 結果犯、単純挙動犯 因果関係 行為と結果の因果関係 行為状況 (ex.) §114「火災の際」